

たつの市告示第103号

たつの市農業経営基盤強化資金利子補給要綱（平成17年告示第62号）の一部を次のように改正する。

令和8年10月1日

たつの市長 山本



たつの市農業経営基盤強化資金利子補給要綱の一部を改正する告示

第2条第1号中「市内に住所を有する者で、」を「たつの市内において」に、「第12条」を「第12条第1項」に、「受けているもの」を「受けている者」に改める。

第3条中「借り受けた者」を「借り受けた農業者」に改め、「（以下「対象者」という。）」を削る。

第4条を以下のように改める。

（利子補給金の額）

第4条 毎年度の利子補給金の額は、当該年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までの期間内の約定償還ごとの、農業者が支払う当該約定償還に係る利子（以下「償還利子」という。）のうち、第6条の承認申請の時点における次の表に定める利子補給金額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

利子補給金額
{償還期間25年の場合の農業経営基盤強化資金の公庫貸付利率－（農業近代化資金の個人一般の貸付利率－0.5%）}に相当する額
ただし、（農業経営基盤強化資金の公庫貸付利率－0.5%）が0.5%を下回る場合は、（農業経営基盤強化資金の公庫貸付利率－0.5%）に相当する額

- 2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する資金が農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第3の2又は担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知。以下「対策要綱」という。）第3に該当し、公庫貸付利率が2パーセントを上回る場合の利子補給金の額は、次の表に定める利子補給金額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

利子補給金額

(農業経営基盤強化資金の公庫貸付利率－2.0%)に相当する額
ただし、農業経営基盤強化資金の公庫貸付利率が2.5%を上回る場合は0.5%とする。

第5条第2項を削り、同条第3項中「申請者」を「利子補給金を受けようとする者(以下「申請者」という。)」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第1項中「農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)第4の(7)に該当する者が利子補給の承認を受けようとする場合」を「申請者」に改め、「様式第1号」の右に「又は様式第2号」を加え、同条第2項を削る。

第7条を次のように改める。

(利子補給の承認等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、利子補給の承認の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、承認しようとするときは、市が当該申請者に利子補給金を交付することについて、兵庫県知事の承認を得るものとする。

3 市長は、第1項の規定により利子補給の承認の可否を決定した場合は、農業経営基盤強化資金利子補給承認書(様式第3号又は様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

別表を削る。

様式第2号及び様式第4号中「実施要綱第4の(7)」を「交付要綱第3の2又は対策要綱第3」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。